

## 社會信用黨と社會信用論 (一)

岩 井 茂

### 一 は し が き

一九三五年八月二十二日カナダの一州アルバータ(Alberta)に於ては、その州議會議員の選舉に際し所謂社會信用黨(Social Credit Party)が大勝を博し、總數六十三の議席の中五十六までを同黨が獲得し、終ひに八月三十一日にはその黨首アバーハート(Wm. Aberhart)<sup>(一)</sup>を首班とする州内閣の成立を見るに至つた。而して此の社會信用黨はその名の示す如く社會信用論を黨是とするものである。然るに社會信用論は元々アバーハートの創案にかゝるものではなくして英國の一技師のダグラス少佐(Major Douglas)の稱ふるところである。而してダグラスの云ふところによればアバーハートの社會信用論は必ずしもダグラス自身の主張と歸一するものではなく、又傳へられるところによればアバーハートの所説はダグラスの説の外に他の數氏の説を參酌して築き上げられたものなるが<sup>(二)</sup>故に、社會信用黨の社會信用論とダグラスの社會信用論とは決して同一物ではないといふことは明かである。併し社會信用といふ名稱はダグラスの創説にかゝり、且つアバーハートがダグラス説の研究によつて此の名稱を取<sup>(三)</sup>

上げ、更にアバーハートが州内閣を組織する以前にダグラスがアルバータ州の財政顧問となり(之は在野時代に於けるアバーハートの社會信用宣傳の一効果であらう)同州を訪れたる事實などより考察して兩者の社會信用論が全然無關係のものであるとは云ひ得ない。寧ろアバーハートの社會信用論はダグラス以外の人の所説をも取入れ、又自説を加味して出来上つてゐるとしても、その骨子は何といつてもダグラス説に負つてゐるといはねばなるまい。依つて茲に於てアバーハートの所説を紹介し、それを補足するにダグラス並に其の一派の社會信用論を以てし、併せて卑見を加へたいと思ふ。併し本稿の初めに於ては社會信用論の主張を充分理解せんことに努めたるが故に假令批評に亘る場合に於ても主として内在的批評に止め、後に至つて超越的批評を加へることゝした。

(一) アバーハートの經歷は次の如くである。

彼は獨乙系のカナダ人にして Ontario 州の出身であるが、二十世紀の初年にアルバータ州の Calgary に移住し來り、同市に於ける一中學校の校長となり名聲を博するに至つたのである。

彼はその性質宗教的情操に富み、最初禁酒論を提つぎげて登場し、後に異色のある宗教的教説を説く様になつた。アバーハートは彼獨特の方法で過去の出來事を解釋し又來るべき事件を豫言する基礎として常に聖書の言葉を用いてゐた。最初彼は講壇に立つて之を説いてゐたが、間もなく廣く聴衆に傳へる爲めにはラヂオの放送によることが非常に有力なことを覺り此の方法に由るに至つた。

その頃迄に彼は同州内に可成多くの追隨者を得てゐた、そして彼の崇拜者達の援助によつてカルガリー市の目貫の通りに豫言聖書館(Prophetic Bible Institute)と云ふ建物を建築しその内には優秀な放送設備を備へ付けた。之を作戦根

據地として彼は公共事件の解釋的豫言や註釋を續けたのである。且つ彼はものゝ註釋をなすことに特別の天分を惠まれてゐたので、アルバータ州の數千の家庭は毎夜彼のラヂオによる講演を聞く様になつた。彼は初めは宗教殊に正統派の牧師の愚説や謬見を非難するのに可成多くの時間を費すといふ態度をとつてゐたが、「ラヂオ」通信 (his "radio" mail) によつて彼の聴衆の大部分が他の何事よりも貨幣問題並に經濟問題により多くの興味を持つてゐることがわかつたので、彼は之等の問題に勢力を集中せんことを決意し、社會信用の熱心な宣傳者となつて現はれたのである。(The Economist, No. 4792, June 29, 1935, p. 1474 並に國際經濟週報八一九號、昭和十年十月十七日 二五二七頁參照)

(11) The Economist, No. 4792, June 29, 1935, p. 1474 並に No. 4801, Aug. 31, 1935, p. 412 參照

(三) 國際經濟週報 昭和十年十月十七日號二五二七頁參照

(四) 今ダグラスがアルバータ州の財政顧問に任命されたる日を適確に知ることは出来ないが一九三五年三月二十一日に倫敦の Westminster に於ける The Central Hall 及び Gibson のなしたる講演に次の一句が見出される。

The Province of Alberta in Canada is practically on fire with it (Social Credit), and the Legislative Assembly of that Province has recently appointed Major Douglas, the author of *Social Credit*, as Financial Adviser, with a view to establishing the principles of Social Credit in Alberta, and if possible, in the whole of Canada. (A. L. Gibson, *What is This Social Credit?* London, 1935, p. 5.)

## 二 基礎的前提と富源

アバーハートは先づ次の如き基礎的前提を設けてゐる。(1)

(一) 以下アバーハートの引用文は彼の宣傳用のメンフレッツ「社會信用教程」(Wm. Aberhart, B.A., Social Credit Manual, Social Credit as applied to the Province of Alberta, 1935.)に依る。尙本書よりの引用文は各文末に頁數のみを示すこととした。

「國家はその政府を通じてその經濟機構を次の様に組織することを任務としてゐる、即ちそれは善良なる住民 (bona fide citizen) は男、女、小兒を問はず、この豊富にして且つ有り餘れる資財の中にあつて、最低限度の必要衣食住に事を缺かさなない様にしてやるといふことである。」(五頁)

而してアバーハートの言によればアルバータ州は此の社會信用計畫を遂行するに足る富を有してゐるのである。

「カナダ年鑑、一九三三年版によれば、アルバータ州はその一人當りの富がカナダ中で第二位を占めてゐる。吾州の未開發の富 (potential wealth) の見積額は二、四〇六、〇〇〇、〇〇〇弗にして、一人當り三、五一八弗である。最高はコロンビア州の一人當り四、〇一二弗であり……州中最も貧弱なノヴァ・スコチアは一人當り一、七六九弗である。

若しアルバータ州がその住民に最少限度の必需品を供給することができないとすれば、他の諸州、殊にノヴァスコチアはどうすればよいか。

そこでアルバータ州はその住民に衣食住を給與することを得又給與すべしといふ要求は許されなければならぬ

然らざればその住民は困窮するに相違ない。このアルバータ州自身で遂行しなければならぬ仕事を誰れか他の者がしてくれるだらうと期待することは出来ない。

アルバータ州に於て昨年度（一九三四年）の原始生産物即ち穀物、果實、飼料、酪農製品、家畜等凡べてのものゝ全市場價值は一五二、八七八、八六三弗にして、之は未開發の富の見積總額の凡そ六パーセントに當る。それ故に吾州が吾住民を養ふに足るだけのものを産することは明かである、併し乍ら此の數字につきては二つの事實を忘れてはならぬ。第一は此の數字は現今の市場價值の安い時に於ける價值をとつて示してゐること、第二は此の金額は原始生産物についてのものであつて、之が種々の工程を経る場合には、その價值は此の原始生産物の價值の三倍から十五倍乃至二十倍に上ることである。例へば一ブツシエル六十仙の穀物（小麦）が三弗五十仙の麵麩になる如きである。

斯くの如き數字を念頭に置いて考へれば、吾州がその住民に衣食住を給與し尙その上數百千萬弗のものを個人的企業を通じて儲けさせることができるといふことは明白である。（五一―七頁）

此の引用文を讀んで吾人の直ちに知り得ることは、その所論が論理的であるよりも寧ろ宗教的、或は倫理的であるといふことである。此の點はアバーハートがもとゞ宗教問題に興味を持つてゐたのが後、民衆の要求に應じて經濟問題、貨幣問題に轉向したといふ事實より寧ろ當然とすべきであらう。而して更に吾人の興味深く覺えるのはかのダグラスの所説が宗教家の間に可成多くの信奉者を持つてゐるといふことである。

それはとに角アバーハートがアルバータ州の富を以てその住民に最低限度の衣食住の資を給與しなければならぬと主張するその論據は那邊に存するか、此の問題は社會信用論の根本問題であるにも拘らずあまり委しい論述を見出すことは出来ない。只僅かにアルバータ州の住民はその州の境界内にある啓發物遺産を有するからだといふ意味の説明がその論據を示す唯一のものである。

### 三 啓發的遺産

然らば彼の「啓發的遺産」(Cultural Heritage)とは如何なるものであるか。

「之はアルバータ州の境界内に住居せる一人々々の住民の權利に屬する相續財産である。吾が祖先の開拓事業や科學者や其の他の者の發明的天才により、人間が太陽のエネルギーを利用したり、以前には人力を以てなしてゐたその仕事を遂行する機械を作り出すことができた。そこで之等を利用して吾州の自然的大富源が個々の消費者の家の戸口まで持つて來られる様になつたのである。社會信用(Social Credit)は各消費者が、吾州の自然的資源の生産に參與する權利を有することを主張する。現在では此の大富源が所謂「カナダの五十名人」"Fifty Big Shots of Canada"の中の一人か數人かによつて氣儘勝手に操縱統禦されてゐる。社會信用は此の啓發的遺産は吾州の善良なる住民一人々々の財産であること、そして少數の人々の一團が之を全部統禦するといふ様なことがあつてはならぬと主張する。吾人が此の遺産を啓發的といふわけは、之が個人に對しその個性を開發(develop)す

る機會を與へるからである。(一三一—一四頁)

此の思想は上記のアーハートの所説のみを以てしては充分理解され得ないであらうが、更にダグラス並にその一派の人々の所説を併せ考ふるとき漸くその輪郭を明かにすることができらうであらう。

即ちダグラスは次の如く説いてゐる。「物理的な意味に於て吾々の住んでゐる世界は、その經濟的進歩が二の要素によつて成し遂げられる、その一は從來からある個人の努力といふ要素であるが、之は經濟的に見てその重要性が漸減しつゝある、他の一は設備や組織や知識の結果より成る要素であり、之は現世代の人々の努力のみならず過去の開拓者や發明者の努力の結果に成るものである。この第二要素は、之を勿論總稱してある、(金融資本 [Financial capital] と區別して) 實質資本 (real capital) としふことができる。そこで次の命題を倫理的に極めて簡單に是なりとして認めることがいとも容易にできる、即ち斯の如き事情の下に於て個人に歸屬する生命の分前は (一) その人の個人的努力による分前にして之は僅少であり且つ漸減するものと、(二) その人が株主として或は遺産相續者として、或は若しかう云つた方がよければ、公共資本の終身借用者として有する權利に基く分前にして之は多額であり且つ漸増するものである。」<sup>(1)</sup>

(1) C. H. Douglas, The Monopoly of Credit. London. 1931. p. 79.

更にダグラス(1) (Douglases) の一人なるギブソン (Gibson, R. L.) は次の如く云つてゐる。

「新らたに吾が國土へ生れ出て來た子供は誰れでも國債の一部を相續してゐる。ところが今や、過去のすべて

の世代を通じての發明家や勞働者や發見者や科學者より吾人が受取つた啓發的遺産を基礎として、すべての子供にもう一つの遺産——國民的實質信用(National Real Credit)の分前を認める時期が到來した。換言すれば、吾々が吾國を大ブリテン會社として視るならば、幼兒が生れると直ちに吾々はその出生證明書を分前證明書に書換へて渡したであらう。その子供が之を受けける權利を有する處の遺産は、之を所有權であるといふ必要はない。吾々は個人として所有權を持たうとするものではない、即ち吾々は果樹を所有しやうと思ふものではなく、その果實を享受しやうと欲するものである。」<sup>(11)</sup>

(11) A. L. Gibson: What is This Social Credit? (Pamphlets on The New Economics, No. 17.) London. 1935. p.20

#### 四 基本配當

扱てかくの如き遺産に對する相續權は何によつて現實されるかといふに、アバーハートに依れば大人一人に對し月額二十五弗の基本配當を無償にて與へることによつて現實されると説く。曰く

「此の啓發的遺産は、月々個々の住民に彼等が最低限度の必要衣食住を得るに足る丈の配當を拂出すことによつて、その作用が發揮せられる。社會信用は、之は住民に給與し得る最低量であることを主張する。アルバータ州と同程度の富を有する或州に於て最低限度の必要衣食住を得ずして個人や個人の團體が生存してゐる様に思ふのは全く不合理である。各住民をして之等最低限度の必要品を得させる爲めには、各人に通帳を渡して置き毎



月初めにその月分の基本配當、假りに二十五弗を書入れるのである。之丈ければすべての善良なる住民に、彼が働いても働かなくても、最低限度の必要衣食住を給與し得られると思ふ、且つ彼は之を返済したり又働いて返へす必要がない。その唯一の規約は、その配當の受領者は出来るだけ各方面に於て協同一致しなければならぬといふことである。仕事をするものはこの基本配當の外に俸給や賃銀や或は手數料を給與されるのである。之によりすべての救済や失業手當が地を拂ひ、わが民風が回復する。わが善良なる消費者は忽ち一千萬弗に上る配當と、多分その上に俸給や賃銀や手數料で二千萬弗の購買力を持つこととなる。」(一四一—一五頁)

その國その州の住民が啓發的遺産の分前に與る爲めに配當を受けるといふ思想は矢張ダグラスに胚胎してゐることは殆んど明かであらう。

即ちダグラスは一九三四年二月ニュー・ジールランドに於ける講演に於て失業者の續出することを説き來たつて次の如く述べてゐる。

「扱て吾々は、それらの人々(失業者)が儲はれないでゐて財を得ることのできる様調整しなければならぬ。吾々の目標は之等の人々を雇傭することではなくして、解雇し然かも彼等に財を與へることである。今や諸君は、或種の所謂配當制度(dividend system)によつて之を極めて容易になすことができるのである。」<sup>(1)</sup>

(1) C. H. Douglas, The Use of Money, (Pamphlets on the New Economics No. 1.) London, 1934, p. 25.

尙ギブスは先きに引用せる啓發的遺産の説明の後に次の如く説いてゐる。

「吾が國土へ生れて來た各々の子供はこの遺産を受けることができ、大ブリテン會社の一株主として、毎週規則正しく貨幣で配當の支拂を受けて、實質信用に對する自分の分前を享受するのである、かくしてその子供は吾々が生れ乍らにして豊富に持つてゐる生産能力にたよることができるのである。之が社會信用の第一の技術的提案である。應用科學の恩恵に應へ、且つ所謂失業問題(之は勿論決して失業問題 (a problem of unemployment) ではなくして「不拂」問題 (a problem of "unemployment") である) に對する回答として、社會信用はすべての男にも女にも子供にも、生れてから死ぬる迄、國民配當 (National Dividend) が支拂はるべきであるとなす、その配當額はその國の生産能力が増加するにつれ、又應用科學により労働が益々排除されるにつれて増加し、そして若しその國の生産能力が減少する様なことがあれば、その配當額は減少するものである。」<sup>(11)</sup>

(11) Gibson, A. L.; What is This Social Credit? p. 20-21. 尙左記 Douglasites の著書參照

The Very Rev. Hewlett Johnson; Social Credit and The War on Poverty. (Pamphlets on The N. E. No. 6.) p. 24-25.

Maurice Colbourne; The Sanity of Social Credit. (Pamphlets on The N. E. No. 11.) p. 27.

## 五 基本配當額とその用途

アルバート州に於てその住民がアバーハートの所説に特に興味を持ち、そのラヂオ放送に毎夜聞入り、そして終ひに州議會選舉に於て社會信用黨が絶對多數を捷ち得た所以のものは種々あるであらうが、就中この毎月二十

五弗の配當案が特に顯著な役割を演じてゐるものであらう。従つてアバーハートも色々の角度から之に就いて論じて居り、又事實上此處に多くの問題を藏して居るのである。

先づ英國の社會信用もカナダの社會信用も共に、その國民なり住民なりが政府より配當を受け得る根據として國家を株式會社に、その人民を株主に擬らへてゐるが此の點は現時國家觀のやかましく論ぜられる時代に於て無造作に容認せらるべきものでないであらう。併し今は少時之等の根本問題には觸れないでおく。而して此點については社會信用論者もあまり多くを物語つてゐないのである。

そこで基本配當拂出の技術的方面に就いて今少しく詳述してみやう。

基本配當は善良なる住民に對し、男女の性別乃至老幼を問はずして支給されるものなるが故に、先づ以てその基本配當を受け得る善良なる住民たるの資格が嚴密に規定されなければならぬ。

アバーハートは之に對し「現在ではカナダに五年、アルバータに一年住居した者は吾州の選舉權を獲得することになつてゐる。そこで善良なる住民たるに適當する資格如何といふ問題はなくなつてしまひ且その問題は明確に解決せられる(五一頁)といふ。今之は移住者又は新たに配當制度を設くる場合並に配當制度施行後を通じての適格者の條件を示すものと思はれる、且選舉權は成年者たることを條件とするが配當受領權は生後一ケ年にして既に之を獲得すると解すべきであらう。

然らばその配當額は如何程なりやといふに「男女を問はず二十一歳以上の各善良なる住民につき二ヶ月二十五

弗たるべきである。善良なる住民の子女十六歳の者は一ヶ月五弗を受け、十七歳と十八歳の者は一ヶ月十弗を受ける。十九歳の者は一ヶ月十五弗、二十歳の者は二十弗とする」(一九一—二頁)。併し之は絶対的のものではなく「單に例示的のもの」であり、且つ「當時の普通の生活標準に應じて何時でも變更することができる」(二二頁)ものである。(尙四七頁参照)

(一) 十六歳未満の者については配當額が記載されてゐない。併し之は彼等に配當受領権がないといふことではないであらう。

此の基本配當は「無償」(Free)にて支給されるものであるが、その用法については次の如く多少の制限が存する。「住民は當月の配當額の範圍を超えて、自分の受けた基本配當を交易したりその他の處分をなしたりすることが許されない。若し之を犯せば宿るに家なく食ふに食なき浮浪者や無宿者とさせられるのである。」(一九頁)

元來此の基本配當は最低限度の生活必需品を給與する目的を以て支給されるものであるから、先づ以て此の配當を生活必需品に消費しなければならぬわけであるが併し必ずしも之のみに限られたわけではない。「住民が自家用生産物を生産して生計費の節減をなし得たならば、彼はその殘額を以て若干の贅澤品を購入することができ。只唯一の必要條件は贅澤品を買ふ前に衣食住に對する支拂全部をすましてしまはねばならぬといふことである。」(二三頁)

更に配當額を節約して旅行をしたり、家を建てたり企業を始めたりしやうとする場合には、その目的を遂行す

る時期に満期になる様に、「その貯蓄額を以て州債を買つて置く」のが最良の方法である。(四三頁)

茲にこの基本配當をなすに要する資金を如何にして調達するか的重要問題があるが之は後に譲り、この基本配當を如何にして支給するかの問題を顧みることとする。

## 六 基本配當の支給法と使用法

元來アバーハートの説いてゐる社會信用計畫は只その荒筋のみにして、決して詳細に亘つてゐるとは云ひ得ない。蓋し彼が「社會信用教程」の緒言に於て述べてゐる様に、「詳細な計畫は、此の制度が正に運用され始めんとしたとき、そして事實と數字とが全てよくわかつたときに初めて整備される」(三頁)ものだからであらう。従つて基本配當支給の方法につきても始めて概略を知り得るのみである。

先づアバーハートの考によれば、先きに述べたるが如く各人に通帳を渡して置き毎月初めにその月分の基本配當を記入(貸方勘定)するのである。而して此の記入を受けた住民は取も直さずその金額迄支拂をなすことができるのである。

此の社會信用の支給並に授受の事務を取扱ふ機關として州信用局(The Provincial Credit House)が設けられ、要所々々にその支局が設置せられるものゝ如くである。

而して基本配當の支給を受けた者が之を消費するには通帳の外に(多分信用局支局から受取つた)非流通性證券

(Non-negotiable Certificates) に適當の記入をなして支拂の用に供するのである。夫故にこの非流通性證券はその用法が小切手に類するものといふことが云へやう。アバーハートは之につき次の如く説いてゐる。

「此の證券は、各人が之にその金額や署名やその受取人を書入れることの出来る様に白地で各善良なる住民に發行されるものである。この證券は非流通性であるから、之を受取つた者は銀行か州信用局へ必ず之を預入れなければならぬ。この預入れがあると、その振出人の口座の借方と受取人の口座の貸方とに記帳される。夫故に受取人が自分の負債を支拂はうとするにはこの貸方勘定に對し彼自身の別の非流通性證券を振出すことができるのである、かくして信用の流通が可能なのである。」(一五頁)

社會信用論は、後に詳論する如く、消費過少論 (underconsumption theory) をその理論的根據となしてゐるが故に購買力の缺乏乃至は流通の停滯を嫌惡する。夫故に基本配當として支給された信用は勿論、賃銀其の他の報酬として受けた信用も原則として退藏を許されない。此の點はジルヴキオ・ゲセルの自由貨幣従つて又アメリカに於ける日附貨幣の説と一脈の相通するものがある。(一)

(一) 拙稿「日附貨幣の理論的根據」 商工經濟研究第九卷第一、二號

拙稿「日附貨幣の批判的研究」 高松高等商業學校開校十周年記念論文集 參照

さてアバーハートは信用の流通につき次の如く説く、曰く

「信用は國家又は社會の生血である。されば如何なる事情ありともその流動を止める様なことがあつてはなら

ぬ。全ての基本配當信用と、如何なる源泉から生ずるを問はずすべての俸給や賃銀や所得はその年の終までに費消し果たされねばならぬ、そして翌年は又同様の収入があるのである。……すべての生産者には彼等が出来る限り最善の方法で民衆に奉仕し得んが爲めに一時監督付きで信用の貸付がなされる。最も必要な生産物については時々指令が發せらるべきである。財の供給や分配に充分な信用が要るかも知れないのでその爲めには國家は善良な生産者や分配者に無利息で信用を供與する用意がなければならぬ。又之により高利を得んが爲めになす退藏は防止せられる。(二二三頁)

茲を以て察するに此の社會信用計畫の下に於ては殆んどすべての支拂は非流通性證券を手段とし、帳簿上の附替によつて行はれるのである、只例外として小額の取引には州信用局に非流通性證券を引渡し、小額の支拂に適する、そして自由に使用し得る小額貨幣を受取り之を使用するのである。(六二頁)

かくして少額取引を除きすべての取引が非流通性證券を以てなされることとなれば、本來の貨幣や銀行券は殆んどその流通を見ざるこゝとなるであらう。それにも向カナダ政府の統治の下にある一州として自由にかゝる計畫が實施し得られるや否やといふ法律上の問題が存してゐる。

アバーハートは、非流通性證券は飽迄も非流通性證券にして、その轉帳流通を許さない、只「此の證券の振出人がその直接の債權者に金錢の支拂をなす代りに振出すものであり、貨幣や貨幣代用物として流通させやうとするものではない、」之に反し「貨幣や貨幣代用證券(Scripts)は流通性をその根本特徴としてゐる」(四七―九頁)となし

て非流通性證券の非貨幣性を強調する。

アバーハートは彼が「社會信用教程」を執筆せる頃は勿論、州政府の首相となつて今日と雖も、他の指摘を俟つ迄もなく容易に貨幣や銀行券が發行し得られるとは考へてゐないであらうから、非流通性證券を一種の支拂指圖

書或はその他貨幣ならざる證書として特徴付けねばならなかつたのである。

(11) 例へば The Economist, No. 4801, Aug. 31, 1935, p. 412.

## 七 基本配當の財源

次に基本配當に要する財源につきて考察しやう。此の問題は「正當價格」(Just Price)の問題とも關連するが此の後者につきては次號に於て詳論することとし、茲に於ては只必要の限度に於て關説するに止める。

アバーハートは「基本配當を拂出す爲めのすべての信用は何處から來るか」といふ設問に對して、「拂出された信用は、現在の政府債と大體同様に州の自然的資源に對する課徴によるのである」と答へ、更に「之等の基本配當を拂出せば、吾州は急激に巨額の負債を背負込むことゝならぬか」と設問して次の様に答へてゐる。

「基本配當を拂出すと同時に信用の循環を通じてその信用の科學的回收制度を採用しなければならぬ。これは大課税計畫であつてはならぬ。次の點即ち生産者の費用(Cost)と消費者の拂ふ價格(Price)との間には莫大な價格の開き(spread of price)のあることは民衆の注意を惹けるところである。社會信用制度の下に於ては此の開きを



少くする積りである、それは若し現在生産者の費用が充分償はれてゐなければ之を増加し、又若し之が高すぎれば之を引下げて相當な取扱量のある様にして之を行ふのである。同様な方法は、商品の配給や處理に於けるすべての方面を通じて之を行ふ。併し購買力が配當や俸給や口錢などを通じて増大するので又それによつて取扱度數の増加を來たすが爲めに、生産者や分配者はその取扱の利益や口錢のゆとりが少くても彼等はその營業をなすことが出来るであらう。かくて吾州は課徴を賦課し、之を以て諸々の住民に基本配當を分配することが出来るのである。之が例示の爲めに一ブツシエルの正當價格が假りに六十仙なる小麥をとつて考へてみよう。その中五十五仙は農夫の手に入る可きもので、之を以て彼の取扱に對する相當な手數料が給與せられるであらう。五仙は政府の課徴の爲め取りのけておく。この小麥は粉屋へ賣渡されてそこで粉にされる。この製粉費用は播屑(Shorts)や糠(Bran)やその他の副産物で回收せられるであらう。こゝで約四十封度の小麥粉が生産されるとする。此の小麥粉は一弗十仙に賣れて、その中十仙は課徴として政府へ納入されるものと假定しやう。この小麥粉は次に麵麩屋が之を引取り、麵麩に作り、一塊七仙で賣る。四十封度の小麥粉に水やその他の混入物を入れて五十塊の麵麩ができるであらう。この麵麩に對する政府の課徴は一塊につき一仙と假定する。之により更に五十仙の課徴が得られる。かくして一ブツシエルの小麥を小麥粉にする工程を経て、政府は之から恐らく六十五仙の課徴を收めることができる。このことは吾州に於ては生産工程にかけられたり或は市場に賣出されたりする他の商品についても矢張適用される。(二七—二九頁)

(一) 小麥一アツシエルの正當價格が六十仙なりと算定されるに至つた内譯は次の通りである。

「種子が五仙、貸銀が九仙、機械の費用が九仙、保険が三仙、諸掛や消耗費が十仙。この正味の費用全部で三十六仙である。それに倉敷料や販賣費が七仙、農夫の手敷料が十二仙、不勞増價が五仙、之で正當價格が六十仙」(三八頁)。この六十仙の小麥が粉になつて一弗十仙に賣られ、麵麩になつて三弗五十仙に賣られる様になるといふ算定の根據は示されてゐないが、上例に類するものとして理解されるであらう。

又他方に於て次の様な論述がなされてゐる。

「……吾州は際限なく借金することを阻止する爲めに(公共事業を興して失業救済などをする)ことに由る借金を指す——岩井註)無償配當 (Free dividends) をなすのであるが、此の配當は大課税 (tax) 計畫を採用せずして或科學的な方法で回收されねばならぬ」(一五一—一七頁)それには「不勞増價」(unearned increment)に課徴をなすことであるとして次の様にいふ。

「此の不勞増價といふ言葉はその通りの意味である。價格には商品所有者や生産者が稼いで儲けたものではないところの増價即ち騰貴がある。此の用語は土地の賣買に従事せる人々にはよく知られてゐる。若し或人が一片の所有地を之が買値よりも高く賣れば、政府は彼が不勞増價を得たことを主張するのは正當であり従つて政府は彼に對し直ちに課税 (tax) の手續を取る。併し之は土地だけに適用されるものではないのである」(一七頁)

是に由つて是を觀るに、基本配當は一旦拂出されるが、併し他方土地増價税に類する「不勞増價税」

(unearned increment levy)として回収される、従つて茲に次の如き問題が生ずる。

(イ)不勞増價税の擔税者は何人なりやの問題。此の税の擔税者は必ずしも納税者ではない。されば上例に於て農夫が小麥一ブツシエルを六十仙に賣りその五十五仙を自ら取り五仙を政府に收めても、農夫が此の場合の擔税者ではなくして、「その小麥を買取つた消費者」が擔税者となる。(三八—三九頁)

(ロ)アバーハートは結局基本配當を拂出す爲めに大課税計畫に陥つてはならぬ、夫故に不勞増價税の徴收といふ科學的方法を採用するのであると主張するのであるが、彼が大體(嚴密にはない)區別して用ひてゐる tax と levy の性質的相違は何處にあるか。不勞増價税も土地増價税と同様なものであれば、例へば levy といふ言葉を用ひても結局一種の租税ではないか、若し然りとすれば之を課することは一の増税計畫に外ならぬいのではないかとも云ひ得る。只僅かに相違するところは之が從來存しなかつた費目に充當せられるといふだけではなからうか。かゝる課税の是否は論外として、一の課税を課税に非ずとして課徴の名の下に隠れることは彼の名譽の爲め惜しむところである。

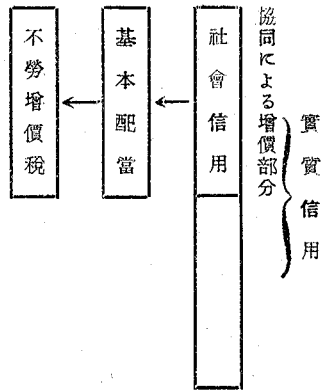
(ハ)彼は各住民が啓發的遺産の分前に與り得る爲めに基本配當をなすといふことゝ、他方かゝる配當を不勞増價税として回収するといふ事柄と如何なる關係に立つか。考へ様によつては右手にて與へたるものを左手にて奪ひ返へしてゐるとも見られるが事實は如何。アバーハートの説明によれば正に然りと答へねばならぬ様である。之については彼の社會信用の概念そのものを吟味する必要がある故、節を改めて説くことにする。

## 八 社會信用、實質信用、金融信用

彼によれば「社會信用は次の如き形式の信用である、即ちその信用は個人相互の協同 (association) より生ずるものであり、又財や勞務が破壊されたり分解されたり、他人に押收されたりしない内に、個々人をして之を利用させる様にするものである。社會信用の中には實質信用の流れ (a flow of real credit) を含み、それが社會信用の利用を倍加するのである。社會信用は協同により生ずる實質信用の不勞増價である。」(五九頁)

(一) 然らば協同による増價とは如何なるものかといふに、それは「自己防衛と組合的支援の爲めに互に協同することの値打 (value) である。若し各個人が自己の衣服を作る爲めに布を織り、皮を鞣めて己が靴を作り又自ら食物や住宅の材料を栽培して之を採取したり、香料や果物を得んが爲めに遠方の地まで出かけたしなければならぬとすれば、多くの者は彼等が現在得てゐる Comforts の僅かしか得られなかつたであらう。吾々相互の協同により吾々の物資供給力は千倍にも増加した。」(五九—六一頁)

かくして此の實質信用の不勞増價たる社會信用が基本配當として分配され、又他方配當受領者たる消費者を擔税者とする不勞増價税が徴收されるものとすれば全く左圖に示す關係の如くなりて單なる盪廻しに終る如くである。



(二) 下記の言を参照せよ。

「この不勞増價格は正當價格の一部を構成し、又それ故に生産者や分配者より徴收されるものではなく配當を得て之を以て購入をなすところの消費者より徴收するものであることを銘記せよ。」(三九頁)

併し基本配當の拂出とその回收とはかくの如く皮相なるものではあり得ないのであるからうか。アバーハートの脱明を以てすれば上述の如く解するより外なき有様であるが、それはむしろ彼の千慮の一失として數ふべきものではなからうか。そこで之が解明にはダグラスの所説に迄遡つて考へてみる必要が生ずる。

ダグラスによれば「實質信用とは、財や勞務が、必要な様にて又必要な時、必要な處に於て提供され得る率として定義され、又同様に「金融信用は貨幣が、必要な様にて又必要な時、必要な處に於て提供される率として定義される。」而してホルター (Holler) によれば「金融信用は貨幣にて見積つたその國の富であるが、一方實質信用

は富が財や勞務を生産したり提供したりする能力に基いて考へたその國の富である。(四)又ギブスンも之と同様のことを述べてゐる。即ち「一國の『實質信用』はその人民に財や勞務を生産し分配するその國の能力より成る。」そしてこの『實質信用』は社會の創造せるものであり、従つて『社會信用』である。實質信用が存すれば何時にても、それに應ずる金融信用を造出することが許される。金融信用は簿記の組織にして、之に補ふに『印刷した用紙』(一磅券や十志券)や金屬貨幣を以てしたものである。實際的には之が造出には費用がかゝらない。この金融信用の目的は生産過程の計算をしたり、又その生産物を人々に分配する役目と果たすに在る。(五)

(三) Douglas, C. H. : The Monopoly of Credit. London. 1931. p. 21.

尙ダグラスは上記引用文の次に「此の兩定義の中に『率』(rate)と云ふ言葉を含ませることが云ふ迄もなく大切である」と附言してゐる。

(四) Hofer, E. S. : The A B C of Social Credit. London. 1934. p. 42.

(五) Gibson, R. L. : What is This Social Credit? London. 1935. p. 27.

従つて實質信用は信用といふ名稱を伴つてはゐるが、通常いはれる銀行信用の如き意味のものとは異り實物の引渡される率を指す。茲に實質信用が一の量概念であること、その内容が實物であることの二面を現はしてゐるものといひ得やう。さればこの實質信用即ち社會信用の分配は實物に依るのが本則である。さればギブスンも次の様に云つてゐるのである。

「國民配當は、賃銀や俸給や配當金を補つて、之等の實質的富が破壊されないうで分配されることを確保するであらう。そこで國民配當は實物配當 (Dividend in goods) である……。」<sup>(六)</sup>

(六) Gibson, *Ibid.* p. 27-28.

アバーハートが基本配當の根據としてアルバータ州の未開發の富を云爲してゐることを知り、社會信用が實物の引渡される率であることを理解し、更に茲に掲げたギブスの言を讀めば、基本配當は本來實物によつてなされるべきものであることがわかる。従つて實物が、即ち所謂最低限度の必要衣食住が住民の手に歸すればその目的は達せられるのである。併し實物そのものを配給することは非常な不便を伴ふが故に實物を購入し得る貸方勘定(ギブスの説明による金融信用)を渡すのである。住民は之を利用して必要な衣食住を調達する。之が調達さ

れば基本配當の目的は達せられたわけである。併し拂出した信用額は何人かの貸方勘定として残つてゐる。之を整理せずして次々に信用の増發をして行けばそれこそ救ふべからざるインフレーションに陥るであらう。そこで之が回収の必要が當然に起る、而して此の回収の方法として工夫されたのが所謂不勞増價税であると看るべきであらう。若しアバーハートの示す如く、順調に此の不勞増價税が徴收せられて基本配當の拂出額に相當するものが回収せられ得ることを條件とすれば、之は誠に巧妙無比な方法といはねばならぬ。即ち目的の衣食住の支給は完了し、手段として用ひた貸方勘定(金融信用)は消滅して仕舞ふからである。アバーハートは斯くの如き機構に合する説明をなすべかりし處不勞増價の配當と回収とを等しくせんことに心惹かれて先きの如き皮相なる説明に

陥つたのではなからうか。

(七) アベハートの金融信用の解釋は生粹のダグラサイトの考と稍異なる様である。即ち曰く「金融信用は吾人の實質信用に對する金融業者の評價より生ずる信用形式である」と。(六一頁)又之が實質用に對する關係を次の如く説明してゐる。「金融信用は實質信用を不斷に潤湯さす。年々複利で積んで行くその利子請求權により、それは終ひに實質信用に喰ひ付きその生血を吸ひ取る。それが現在の吾々のテイレンマである。」(六一頁)併し彼の謂ふところの基本配當が實質信用を喰込んで行くことは之と少しも變らぬ、それ故この點からいつても基本配當は金融信用を手段として拂出されるといふ卑見が妥當するわけである。

(未完)